

発行所 日本キリスト教女子青年会
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8
Tel. 03・3264・0661
【四谷オフィス】
〒160-0008 新宿区三栄町6-12 2F
Tel. 03・5367・1872 / FAX 03・5367・1873
E-mail: office-japan@ywca.or.jp
編集発行人 石井摩耶子
振替 00170-7-23723 (毎月1日発行)
定価1部 150円
年間購読料2,200円(送料込)

www.ywca.or.jp

YWCA 7 JUL. 2008

日本YWCAの使命(ミッション)
イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する
世界の人々と共に人権・平和・環境の問題に取り組み

第29総会期主題
平和を実現する人々は幸いである—マタイによる福音書5章9節

- 日本YWCAビジョン2015
- (1) 非核・非暴力による平和を構築する
 - ・平和憲法をまもり、世界に広める
 - ・市民レベルで東北アジアの信頼関係を築く
 - ・女性と子どもの権利をまもる
 - ・パレスチナYWCAの活動を支援する
 - (2) 若い女性のリーダーシップを養成する

四川大地震被災者救援募金にご協力を!



震源地に近い成都YWCAが、農村で運営している生徒数620名の学校と「児董村」(養護施設)宿舎も被害を受けました。しかし6月には建て直し作業が終わり、現在は「児董村」の子どもたちも部屋で就寝できるようになりました。中国YWCAは、成都YWCAを拠点に被災者救援活動を継続しています。(4面関連記事)

和解とは戦争のない状態をもたらすだけでなく、正義と愛において共に生かすことである。イエスは「平和を実現する人々は幸いである」と言われたが、「平和を実現する人々」は「peaceful person」ではなく「peacekeeper」であり、関わりを断つことを拒否し、平和を維持し、和解の道を歩むことである。

和解とは戦争のない状態をもたらすだけでなく、正義と愛において共に生かすことである。イエスは「平和を実現する人々」は「peaceful person」ではなく「peacekeeper」であり、関わりを断つことを拒否し、平和を維持し、和解の道を歩むことである。

08年中央委員会 報告記事 2面
日本YWCA四谷オフィス
〒160-0008 新宿区三栄町6-12 2F
TEL 03・5367・1872
FAX 03・5367・1873



この夏、静かな湖畔の森で、とおきの夏休みを過ごしませんか?



東京YWCA 夏は野尻キャンプ場

ナウマン象で知られる長野県野尻湖畔に、東京YWCA野尻キャンプ場はあります。教育的なキャンプを目的に1931年に開かれて以来、多くの青少年・ファミリーが夏を過ごしてきました。森と湖に囲まれ、野尻湖に突き出た琵琶が崎という半島ひとつがまるごとキャンプサイトなので、独立性が高く、豊かな自然が大切に残されています。

今年の夏も幼稚園年長児から高校生までを対象に、各種キャンプが計画されています。「国際キャンプ」や「ファミリーキャンプ」などもおすすめです。キャンプ中は森の中に点在するキャビンで生活し、高学年になるとランプを体験します。森の中にはグリーンチャペルがあり、朝日で輝く十字架に向かって、1日のはじめに静かな時をもちます。

野尻の印象は?と来訪者に聞いてみると、一歩入るとそこはまるで別世界、こっそり自分だけの秘密にしておきたい、とのこと。あなたも、この夏は野尻でお気に入りの場所を見つけませんか?

東京YWCA野外環境教育部
*お問合せ先 03(3293)5466

- 【ご協力ありがとうございます】
- 賛助費(以下敬称略)
- 渡邊文子 鹿野幸枝 内海郁江 田村三保子 中村紀子 武志佳子 三木文子 望月桂子 三木文子 八重照由美 近藤由美 長崎Y.M.C.A. 福岡YWCA 長崎YWCA 東京YMCA 西東京センター 22実行委員会 大阪YWCA 4国連国語日本語教室受講生 シャロ千里聖日礼拝出席者 同 緊急募金協力募金
 - 福野幸子 小野小夜子 上村弘子 渡邊文子 鹿野幸枝 内海郁江 田村三保子 中村紀子 武志佳子 三木文子 望月桂子 三木文子 八重照由美 近藤由美 長崎Y.M.C.A. 福岡YWCA 長崎YWCA 東京YMCA 西東京センター 22実行委員会 大阪YWCA 4国連国語日本語教室受講生 シャロ千里聖日礼拝出席者 同 緊急募金協力募金
 - 国際協力募金「中国四川大地震被災者救援」 中央委員会 藤本幸子 勝三恵子 森洋子 河本節子 三宅文子 坂口和子 峰岸満子 長崎YWCA 福岡YWCA 東京YMCA 西東京センター 22実行委員会 大阪YWCA 4国連国語日本語教室受講生 シャロ千里聖日礼拝出席者 同 緊急募金協力募金
 - 世界YWCA賛助費 一般寄付 福野幸子 松田和子 大島和美 島田充子 吳YWCA (2008年5月30日現在)

世界YWCA緊急行動の呼びかけ ジンバブエで拡大する暴力が女性と少女を脅かしています

3月29日に実施された大統領選挙後の政治的混乱により、ジンバブエでは脅迫行為や暴力が拡大し、女性と少女は性的虐待や脅迫を受け、生計手段や住居を失っています。こうした状況下、100人以上の女性と40人以上の子どもたちがハラレYWCAに避難しており、ジンバブエYWCAは危険が去るまで安全に身を寄せる場所を提供しています。

- ①現在行われている人道的努力への支援と募金
- ②非暴力を訴える。特に女性と少女への暴力と虐待に対し“NO”を叫ぶ
- ③政治危機に対し、女性の視点と平和構築のための助言を含む、緊急かつ平和的な解決を提唱する

世界YWCAはすべての紛争調停団への女性の参加を訴え、女性の参加をモニタリングしています。99人のYWCA会員が、ジンバブエ教会評議会を通してこの選挙の監視に加わりました。ジンバブエYWCAの決選投票の監視を、募金と支援で支えましょう。

- 募金振込先: 郵便振替 00170-7-23723 「日本キリスト教女子青年会」 *振込用紙の通信欄に、国際協力募金「ジンバブエ支援」とお書きください。
- 問い合わせ先: 日本YWCA TEL03・5367・1872 FAX03・5367・1873 E-mail: office-japan@ywca.or.jp

中国四川省大地震被災者救援募金・ミャンマー(ビルマ)サイクロン被災者救援募金にご協力をお願いします

●Aye Kywe ミャンマーYWCA総幹事より、6月5日に日本YWCA宛に報告と呼びかけが届きました。「ミャンマーを襲ったサイクロン被害について、皆さまのお気持ち・お祈り・支援計画に心から感謝しています。サイクロンの影響で苦しむ人々の数はとどまることなく、ミャンマーYWCAはプログラム参加者や近隣住民、被害の大きいデルタ地域ならびにヤンゴンでの支援に力を注いでいます。強風によりデルタ地域の参加者たちの家屋は全壊しており、YWCAのシェルターに身を寄せざるを得ない状況です。しかしシェルターへの避難期日は過ぎており、直ちにシェルターを出るようにと役所が通達してきています。彼らには、新しい家を作る費用はなく、無理な話です。モンスーンが到来し、激しい雨が続いている当地で、いま緊急に必要な支援は屋根のある場所を被災者に提供することです。そこでミャンマーYWCAは、被災者に屋根の修理・建設と家屋建築のための木材の提供をすることを決めました。皆さまのご協力が心より感謝しています。」

●金貯中国YWCA総幹事代行より、成都YWCAで行われている支援活動の報告が届きました。(1面参照)

ミャンマー(ビルマ)サイクロン被災者救援および四川大地震被災者救援のための募金へのご協力をお願い申し上げます。 *募金先は上記と同じです。振込用紙に「四川大地震救援」「ミャンマーサイクロン救援」と明記下さい。

和解の務めに立つ

オープンメンバーシップではあるがYWCAは

日本キリスト教団神奈川教区巡回牧師 関田 寛雄

関田 寛雄

■南京での出会い
1928年生まれの私は、1937年12月、9歳の時、南京陥落直前の幼稚園に参加し「南京陥落、日本万歳」と繰り返し歩いた記憶がある。戦後、南京大虐殺の事実を知り、心が痛み、牧師として平和のために生きてきた。南京大虐殺70周年に再度中国を訪れたいと、2007年12月に行われた日本YWCA主催「南京を考える旅」に参加した。

その夜の日中参加者によるグループディスカッションの際、北京YWCAのユ・シヤンファンさんが次のように語った。「4歳の時に南京事件を経験し、命からがら両親につられて南京を離れたが、後日帰郷した時、

「和解の務め」
コリントの信徒への手紙Ⅱ5章18節に「神はキリストによって世をご自分と和解させ、人々の罪の責任を問うことなく、和解の言葉を私たちにゆだねられた」とあるが、聖書において「言葉」は、いつも関わりとアクションを伴ったものである。誰とどのように関わりを結ぶか、その務めが私たちにゆだねられており、「平和の器」としての自らの責任を強く思わざるをえない。

和解とは戦争のない状態をもたらすだけでなく、正義と愛において共に生かすことである。イエスは「平和を実現する人々」は「peaceful person」ではなく「peacekeeper」であり、関わりを断つことを拒否し、平和を維持し、和解の道を歩むことである。

「抵抗の原点として、改めて信和告白をオープンメンバーシップの故に」
戦後、天皇の人間宣言、平和憲法の制定に、「君が代」でなく「民が代」になったとしみじみ実感した。しかしや市民のための国家が変貌し、国家のための国民づくりに狂奔し始めた。



中国の若い参加者との語り。 「南京を考える旅」(07年12月)にて。(左・関田牧師)

こうした状況で、イエス・キリストの名によって始められたYWCAはどのように和解の道に徹していくのか? 時代の反動化に対して実存的な抵抗の主体になることが求められている。オープンメンバーシップを大事にすればこそ、今の時代にイエス・キリストと結ばれることの意味を志している。具体的には、抵抗する共同体としての時代に和解のためにつかわれてきた者として生きることではないか。それは自由にして豊かな慈しみに満ちた人間性であるだろう。(文責・編集委員志)

*日本YWCAは1970年の全国総会において、それまでキリスト者だけを正会員としていたのを改め、YWCAの目的に賛同するすべての女性と共に活動することを決め、キリスト者も非キリスト者も同等の資格で活動する「オープンメンバーシップ」となり、社会、より開かれた活動を目指してきました。

「非暴力」について考える

手島千景

1968年4月4日にメンフィスでキング牧師が暗殺されてから40年が経った。ご存知のようにキング牧師はガンジーの非暴力思想の継承者であった。ガンジーの非暴力・不服従運動はヒンディー語でサティヤグラハと言う。サティヤが「真理」、アングラハが「掴まえること」、つまり「真理を掴まえること」を意味している。ガンジーは真理(サティヤ)を実現するただ一つの手段は非暴力であると考えていた。

YWCAの活動も非暴力によるものであることは言うまでもない。私たちが武器を持った時、腕力を振るったりすることは考えられない。しかし、「言葉による暴力」はどうだろうか。自分の意見を主張するあまりに声高になつたり、感情的になつたりしたことはないだろうか。YWCAでの委員会等の時だけでなく、外部の集会やデモに参加した時、つい周りに煽られて乱暴な言葉を使ってしまったことはないだろうか。キング牧師の非暴力運動には十の戒めがあった。その中の一つに「拳・舌・思いによる暴力を振るわないこと」とある。言葉や思いによっても相手を傷つけてしまうことがあることを自覚していないければならないと思う。自分の主張すべきことは主張すべきであって、正しいと思うことを引つ込める必要はないが、相手的人格として認めようとするのを忘れてはならない。キング牧師の言葉に「真の意味から言って、非暴力は、いま役に立つから、というだけの理由で用いる戦略でないことは明らかである。つまり、非暴力は究極的には、その要求がまったく道德的であるという理由で、人間の生き方そのものだからである」というものがある。非暴力を貫くには生き方を省み、訓練をも覚悟しなければならない時がある。そのためにも自分の拠って立つ所を常に確認し、自らを律する必要があるのではないだろうか。(東京YWCA会員)



「明日のことは思いわずらうな。明日のことは明日自身が思いわずらうであらう。」
マタイによる福音書6章34節

いろいろな悲しいニュースが飛び交う日々を送っていると、知らず知らずのうちに将来への不安がつのってきます。来年の今頃はどうなるか、生きていけるのか、食べていけるのか、などと思えない不安は私たちの心を支配していくものです。マタイの6章33節でイエス様は、「まず神の国と神の義とを求めなさい。そうすれば、必要なものはすべて添えて与えられる」ということをおっしゃっています。地上の富や栄誉に目をむけるのではなく、天に宝を積むような心を持ちながら今を生きるときに必要なものは添えて与えられ、また、明日への不安に支配されことなく今日という日を元気に過ごせるのではないのでしょうか。みなさんの心に、今日も希望と平安が満ちあふれますように。

彩ノエル (ロサンゼルス在住クリスチャンアーティスト)

3年ほど前、初めて「しずおか憲法9条の会」の活動交流会に参加した時に、各地域や、職場の仲間など、いろいろな形で各地に「9条の会」が出来ているのを知った。「静岡YWCAにも9条の会を創ろう」と活動の報告を求められ、その場でみんなに発表した。「静岡YWCA9条の会」は即交流会に登録された。

活動を第一火曜日と決め、現行憲法と自民党草案の比較新聞や雑誌などを共に読み学ぶ時間を持つ。会のメンバーは静岡YWCAの会員全員で、勉強会は誰でも参加できるようにした。今年5月・6月は、キリスト教を基盤に時事問題を解説して下さる講師をお招きした公開学習会が実現した。

9の日行動 展開中③

YWCAの「9の日」は、すべての暴力にNO!をとなえて行動する日です。9条を意味して「9の日」とネーミングし、各地で多彩な取り組みがなされています。4回にわたってその様子を紹介しします。

静岡YWCA



9条ピースウォーク 静岡YWCAのメンバーはおそろいのスクーフを春風になびかせて参加

が街頭に出て「9の日行動」を始めたのは「静岡YWCA 9条の会」ができる前である。次第に「9の日行動」は市内のいくつかの「9条の会」が合同で行うようになった。街頭行動では、それぞれの会が持ち寄ったチラシを配ったり、署名を集めたり、メガフォンを持った思いのたけをアピールしたり、「昨年には「9条を変えよう変えよう」がテーマだった。今年も「9条の会」も行った。9条ピースウォークや、9条世界会議のアピールをしたり、各々の会の企画もアピールする。それぞれが思い思いに、お互いの情報交換の場としても重要で、機関紙や企画のチラシを交換することにより、お互いの集に参加する機会も自然にふえ刺激し合っている。確かになががりを見ている草の根運動の実践であり、この合同「9の日行動」を静岡YWCAとしても大切にしていく。

静岡YWCA 藤原玲子

4月17日、テレビニュースは「画期的判決」「自衛隊イラク派兵は憲法違反」の幕や涙を抱き合ふ仲間たちの顔を映し出していました。私たちが訴えてきたことはいえ、「憲法9条違反」判決を俄かには信じることはできませんでした。4年前にこの裁判の原告になり、そこで出合った全国の原告・支援者・手弁当で準備に携わった若手弁護士たち、そして「覚悟」を決めて違憲判決を書いた名古屋高裁の3人の裁判官に、しばし思いを馳せました。

1947年に日本国憲法が施行されて以来、政府は憲法9条の「一拡大解釈」を推し進め、9条を骨抜きにしてきました。この間、裁判所が憲法9条違反判決をだしたのは、59年の砂川事件

多国籍軍との「武力行使の一体化」であり、「自らも武力の行使を行った」と評価を受けざるを得ない」として「憲法9条1項違反判決の感想を書かれた福田首相は、航空自衛隊の活動について「問題ないんだと思えますよ」と、見直す考えはまったくありません。そこどころか、イラク特遣隊が来年7月に期限切れになるため、自衛隊の海外派遣を随時可能にする一般法(恒久法)の制定を急いでいます。この動きに対しても、今回の判決は、裁判所で門前払いされることなく、法廷で堂々と政府の行為の違憲性を争うことができる道が開けたのです。

文にある「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」のことです。この権利は、今までは裁判に訴えられるような具体的な権利ではないとされてきました。しかし、今回の判決は「平和的生存権は、すべての基本的な権利の基底的権利であって、9条違反の行為によつて平和のうちには生きる権利が脅かされた場合は訴えることができる」としました。これは、国から戦争遂行への加担や協力を強制された場合、差止め請求や損害賠償請求ができる場合があるとしたもので、これも画期的な判決です。

日本は三権分立を柱にしています。違憲判決は、政府に対して直接的には強制力がないとはいえ、裁判所の司法判断は国政上尊重されなければなりません。私たち「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟の会」は、聞き耳を持たない政府に対して、この違憲判決に従い「自衛隊のイラクからの撤退」を求めて署名活動を始めました。また、弁護団は「判決訴訟の会」の全国での開催に力を注いでいます。判決を学び、考え合い、判決を生かす道をも歩みましょう。憲法12条「不断の努力」が、私たちに問われています。

名古屋YWCA 永山峰子
*署名用紙や弁護士の派遣申請は「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟の会」TEL052-781-0166

自衛隊イラク派遣違憲判決

歴史的判決を

根づかせよう!

08年度中央委員会報告

2008年5月24日(土)~25日(日)
国立オリンピック記念青少年総合センター

アジアの人々と共に 正義と平和を実現するために

「財団法人 日本YWCA」となりました

2007年5月の中央委員会で承認された寄附行為変更案、そして、7月の世界YWCA総会で、世界中で「YWCA」の名称を使うことが決定されたことを受けて、「(財)日本キリスト教女子青年会」を「(財)日本YWCA」に名称変更すること、そして評議員会の設置も含めた寄附行為変更の申請を所轄官庁である文部科学省文化庁宗務課にしていました。この度、2008年6月12日付で認可されました。なお、会則改正は2009年11月に開催予定の臨時全国総会で行う予定です。

第29総会期第3回中央委員会が開催され、議事Iは出席中央委員48名、陪席21名、傍聴2名。鈴木公子理事長の開会礼拝、その後、寄附行為変更の決定を得たこと、報告があり、石井藤耶子会長から寄附行為変更内定に伴う組織会の説明があった。続いて前回中央委員会議事録を一部訂正の上承認。会長の基調報告では、市民レベルでの東北アジアの信頼関係の構築、若い女性のネットワークをつくり、リーダーシップを養成することなどが報告された。川端国世総幹事からは07年世界YWCA総会報告、各々の会則改正と名称変更の報告、公益目的事業と日本YWCAの機能、など活動報告があった。また、2007年度会計報告と監査報告・理事会報告があり、承認。

●長期財政計画
協議IIでは、日本YWCAの長期財政計画について理事長からの説明があった。財政計画に際して2012年度を目処とする。その理由は、12年度末に現会館が建築20年となり、三井不動産㈱とのサプリース契約が終了し、13年度からは日本YWCA会館の賃貸事業を新たに検討する必要があること、同時に建築資金として借りた銀行の借入金の返済が終わることなど、大きな変化があるためである。サプリース契約終了に際して、預かり敷金を返済するための計画を検討していること、さらに今後日本YWCA会館を効率的に運営し、その果実を活用して国際NGOとして公益事業の展開を一層活発に行うために、新たに四合オフィスを作ること

●アジア太平洋戦争の謝罪と未来に向けて
協議IIIのテーマは「アジアの人々と共に正義と平和を実現するために」アジア太平洋戦争の謝罪と未来に向けて。近年、日本のYWCAが韓国・中国YWCAとの交流を積極的に展開している中で、アジア太平洋戦争に対する日本のYWCAの姿勢が問われていることを改めて自覚した。そして日本のYWCAが戦後一貫して憲法9条を守り平和運動を活動の柱としていくことを知らせることで、東北アジアの平和を築き、韓国・中国YWCAと協働していく上で

●若い女性のリーダーシップ養成、他
協議IVでは、YWCAの活動にかかわっている若者のリーダーシップの養成を目的とした「ユース・ネットワーク」に関する提案があり、続いて前日の検討内容を協議をした。議事IIでは、2008年度第1次補正予算案、日本YWCA自用部分の賃貸・日本YWCA事務所の件、候補者選考委員会について、2008年度活動及び「9の日行動」も含めての行

動計画案、同志社国際中/高等学校の中高YWCA加盟、次回中央委員会・臨時全国総会・全国総会日程案、および協議IIIを受けて、アジアの人々と共に正義と平和を実現するために、第30回全国総会までにアジア太平洋戦争の謝罪と未来に向けた謝罪文・立場表明を明文化すること、そのためのプロジェクト設置が提案、承認された。中央委員会準備委員長による閉会礼拝で中央委員会は終了。25日の日曜礼拝は昨年の「南京を考える旅」に参加された関田寛雄牧師からメッセージを伺ったII面参照。礼拝献金6万3500円は中国四川省大地震被災者およびミャンマー(ビルマ)サイクロン被災者救援募金に捧げられた。書記役員 荒木紀子

公益法人新制度スタート目前 認定へ向けて新法適合 定款(案)・機関設計(案)の検討

公益法人新法の施行を12月に控え、法人格をもつ8つの地域YWCAでは、新しい法律に適合した公益性の高い法人に生まれ変わるべく、準備が急ピッチで進められている。今回の制度改革の最も重要なポイントは、非営利団体の行う「公益事業」の内容とあり方について客観的な判断基準が示されたこと、運営機関について意思決定と業務の執行を明確に分離したこと

にある。今中央委員会では、傘下に26の地域YWCA、35の学校YWCA等を擁する、公益財団法人を目指しての日本YWCAの定款(案)と機関設計(案)について協議がもたれた。定款の根本をなすYWCAの「目的」には、創立以来掲げてきた「キリスト教の基盤に立つこと」「女性と青少年の力を集

め、リーダーシップを養成し、すべての人々にとっての正義・平和・健康・尊厳・持続可能な環境を実現すること」と、世界YWCAおよび加盟YWCAと連携することを明確に謳った。また、その目的を達成するために行う事業については、現在稼り広げられている事業(ブログラム)、現行の「寄附行為」にもられている事業を中心に、新法の22種の公益目的事業内容も視野に入れた文言が整えられ、ミッション達成志向が強い役員が多いという強みを生かしたものとされている。

意思決定機関である評議員の選出方法については、財団の設立母体であると言えべき全国会員総会が推薦母体となつて、別に設ける指名委員会を推薦する仕組みが考えられている。また、業務執行機関である理事会の下に社会貢献事業運営委員会を設置、前述の総会で選出された運営委員(現任役員)が公益事業の担い手として活躍することになる。YWCAは人であり、世界に連なる運動体であるという特性を十分に生かしていきたい。

税制改正大綱や新法移行ガイドラインが発表されて、次第に全貌が明らかになる中、現在任意団体である地域YWCAの中にも法人格取得へ向けて準備を始めるYWCAも出てきている。公益法人制度改革に対応する部会 鹿野幸枝